

# 富山地区広域圏 分別収集計画

[令和2年度～令和6年度]

令和元年6月

富山地区広域圏事務組合

# — 目 次 —

1	計画策定の意義	……	1
2	基本的方向	……	1
3	計画期間	……	1
4	対象品目	……	2
5	各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み (法第8条第2項第1号)	……	2
6	容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための方策に関する事項 (法第8条第2項第2号)	……	2
7	分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器 包装廃棄物の収集に係る分別の区分 (法第8条第2項第3号)	……	4
8	各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物 ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務 省令で定める物の量の見込み (法第8条第2項第4号)	……	5
9	各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物 ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務 省令で定める物の量の見込みの算定方法	……	6
10	分別収集を実施する者に関する基本的な事項 (法第8条第2項第5号)	……	7
11	分別収集の用に供する施設の整備に関する事項 (法第8条第2項第6号)	……	8
12	その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項	……	9

## 1 計画策定の意義

快適でうるおいのある生活環境の創造のためには、大量生産、大量消費、大量廃棄に支えられた社会経済・ライフスタイルを見直し、廃棄物循環型の社会を形成していく必要がある。そのためには、社会を構成する全ての主体がそれぞれの立場でその役割を認識し、履行していくことが重要である。

現在、廃棄物処理施設の確保は非常に困難なものとなっている。とりわけ、富山地区広域圏事務組合（以下「当組合」という。）から排出される埋立物は、民間業者へ委託処分している状況にある。

本計画はこのような状況のなか、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（以下「法」という。）第8条に基づいて、一般廃棄物の大半を占める容器包装廃棄物を分別収集して、地域における容器包装廃棄物の3R（リデュース・リユース・リサイクル）を推進し、最終処分量の削減を図る目的で、住民・事業者・行政のそれぞれの役割や具体的な推進方策を明らかにするとともに、これを公表することにより、すべての関係者が一体となって取り組むべき方針を示したものである。

本計画の推進により、容器包装廃棄物の3Rを推進し、廃棄物の減量や最終処分場の延命化、温室効果ガスの削減、資源の有効利用を図ることで、循環型社会の形成を目指すものである。

## 2 基本的方向

本計画を実施するに当たっての基本的方向を以下に示す。

- （1）住民、事業者、市町村並びに当組合が一体となって、環境への負荷を配慮した快適な地域社会の実現を目指すもの。
- （2）ごみの発生及び排出の抑制を第一義とし、排出されたごみは可能な限り再利用・資源化する地域社会づくりを目指すもの。

## 3 計画期間

本計画の計画期間は、令和2年4月を始期とする5年間とし、令和4年度に見直す。

## 4 対象品目

本計画は、容器包装廃棄物のうち、スチール製容器、アルミ製容器、無色のガラス製容器、茶色のガラス製容器、その他の色のガラス製容器、飲料用紙容器、段ボール、その他の紙製容器包装、ペットボトル、その他のプラスチック製容器包装を対象とする。

## 5 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み

(法第8条第2項第1号)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
容器包装廃棄物	31,233.6 t	31,053.5 t	30,874.6 t	30,696.3 t	30,488.0 t
スチール製容器	1,842.9 t	1,832.1 t	1,821.3 t	1,810.6 t	1,798.2 t
アルミ製容器					
無色のガラス製容器					
茶色のガラス製容器	4,179.6 t	4,154.6 t	4,129.6 t	4,104.7 t	4,076.1 t
その他の色のガラス製容器					
飲料用紙容器	919.6 t	914.5 t	909.4 t	904.4 t	898.3 t
段ボール	7,971.1 t	7,926.3 t	7,881.8 t	7,837.4 t	7,785.1 t
その他の紙製容器包装	4,151.5 t	4,127.7 t	4,104.2 t	4,080.5 t	4,053.2 t
ペットボトル	1,982.7 t	1,970.9 t	1,959.3 t	1,947.7 t	1,934.2 t
その他のプラスチック製容器包装 (白色トレイを含む。)	10,186.2 t	10,127.4 t	10,069.0 t	10,011.0 t	9,942.9 t

## 6 容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための方策に関する事項

(法第8条第2項第2号)

容器包装廃棄物の排出の抑制の促進を図るため、以下の方策を実施する。

なお、実施に当たっては、住民、事業者、再生事業者等がそれぞれの立場から役割を分担し、相互に協力・連携を図ることが重要である。

分別収集の実施に当たり、アンケート調査を行う等により、住民、事業者のごみ処理に対する意識を把握する。

また、市町村が設置する環境審議会や廃棄物減量等推進審議会等において、方策の実施状況・効果等に基づき継続的改善を図るとともに、廃棄物減量のための推進員等を活用し、容器包装廃棄物の3Rを推進する。

## ・環境教育、啓発活動の充実

学校や地域社会の場における副読本等を活用した環境教育、学校給食における牛乳パックの回収・リサイクルの取組やごみ処理施設の見学会などあらゆる機会を活用し、住民、事業者等に対して、ごみ排出量の増大、最終処分場の逼迫、ごみ処理経費の急増等、ごみ処理の厳しい状況についての情報を提供し、認識を深めてもらう。さらに、ごみの排出抑制、分別排出、再生利用の意義及び効果並びに温室効果ガス削減等の環境負荷低減の効果、ごみの適切な出し方に関する教育啓発活動に積極的に取り組むものとする。

## ・過剰包装の抑制

簡易包装の協力店指定制度や商店街等との地域協定、「とやまエコ・ストア」登録制度、優良店表彰制度等を導入するなど、スーパーマーケット等の小売店での包装の簡素化を促進する。

## ・販売包装の有料化、買い物袋の持参の徹底

レジ袋等の容器包装の有料化、繰り返し使用が可能な買い物袋（マイバッグ）の持参の徹底等の普及・啓発、指導、地域協定を活用した関係者の連携方策等を行い、スーパーマーケット等の小売店での容器包装の簡素化を推進する。

## ・再生資源を原材料として利用した製品の積極的な利用

容器包装廃棄物を原材料とした、製品等の利用・促進に努める。

## ・資源回収奨励金制度の実施

自治振興会や住民団体等の再生資源回収活動が安定的に行われ、ごみの減量化やリサイクルが効果的に進められるように、金銭的な支援制度を継続的に実施していくものとする。

## ・ごみ減量・資源化等出前講座の実施

ごみの減量化やリサイクル等のごみ問題について、一層の理解と関心を持って貰えるように、自治振興会や学校その他各種グループからの要請に応じて行政職員が説明を行う出前講座制度を継続的に実施していくものとする。

## ・リサイクルプラザにおける情報提供・学習拠点の整備

住民や事業者に対し、廃棄物の発生抑制やリサイクルに関する意識の啓発が図られるよう、富山地区広域圏リサイクルセンター内にある展示販売場やリフォーム室、リサイクル情報コーナー、リサイクル活動室を積極的に活用していくものとする。

## ・「プラスチック・スマート」キャンペーンへの登録

環境省が展開する「プラスチック・スマート」キャンペーンに登録する等、不必要なワケウエイ（使い捨て）プラスチックの排出抑制に取り組んでいくことを検討する。

## 7 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分 (法第8条第2項第3号)

最終処分場の残余容量、廃棄物処理施設の整備状況及び再商品化計画等を総合的に勘案し、分別収集をする容器包装廃棄物の種類を下表左欄のように定める。

また、住民の協力度、市町村が有する収集機材、当組合が有する選別・再生施設等を勘案し、収集に係る分別の区分は、下表右欄のとおりとする。

分別収集をする容器包装廃棄物の種類	収集に係る分別の区分
主としてスチール製の容器 主としてアルミ製の容器	缶
主としてガラス製の容器 ・無色のガラス製容器 ・茶色のガラス製容器 ・その他のガラス製容器	ガラスびん (無色、茶色、その他色毎に分別排出)
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの(原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。)	飲料用紙パック
主として段ボール製の容器	段ボール
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの	その他紙製容器包装
主としてポリエチレンテレフタレート製の容器であって飲料、しょうゆ、アルコール発酵調味料等を充てんするためのもの	ペットボトル
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	その他プラスチック製容器包装 (白色トレイを含む。)

8 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み

(法第8条第2項第4号)

	令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	
スチール製容器	188.2 t		186.9 t		185.8 t		184.6 t		183.3 t	
アルミ製容器	450.5 t		447.7 t		445.0 t		442.3 t		439.0 t	
無色のガラス製容器	(合計) 983.6 t		(合計) 977.7 t		(合計) 971.8 t		(合計) 966.1 t		(合計) 959.3 t	
	(引渡額) 0.0 t	(独自処理額) 983.6 t	(引渡額) 0.0 t	(独自処理額) 977.7 t	(引渡額) 0.0 t	(独自処理額) 971.8 t	(引渡額) 0.0 t	(独自処理額) 966.1 t	(引渡額) 0.0 t	(独自処理額) 959.3 t
茶色のガラス製容器	(合計) 965.0 t		(合計) 959.3 t		(合計) 953.4 t		(合計) 947.7 t		(合計) 940.9 t	
	(引渡額) 0.0 t	(独自処理額) 965.0 t	(引渡額) 0.0 t	(独自処理額) 959.3 t	(引渡額) 0.0 t	(独自処理額) 953.4 t	(引渡額) 0.0 t	(独自処理額) 947.7 t	(引渡額) 0.0 t	(独自処理額) 940.9 t
その他の色のガラス製容器	(合計) 497.0 t		(合計) 494.0 t		(合計) 491.2 t		(合計) 488.4 t		(合計) 485.0 t	
	(引渡額) 485.6 t	(独自処理額) 11.4 t	(引渡額) 482.8 t	(独自処理額) 11.2 t	(引渡額) 480.1 t	(独自処理額) 11.1 t	(引渡額) 477.4 t	(独自処理額) 11.0 t	(引渡額) 474.2 t	(独自処理額) 10.8 t
飲料用紙容器	24.3 t		24.2 t		23.9 t		23.8 t		23.5 t	
段ボール	3,167.7 t		3,147.9 t		3,128.4 t		3,108.9 t		3,087.1 t	
その他の紙製容器包装	(合計) 695.3 t		(合計) 690.2 t		(合計) 685.1 t		(合計) 680.3 t		(合計) 674.7 t	
	(引渡額) 507.0 t	(独自処理額) 188.3 t	(引渡額) 504.2 t	(独自処理額) 186.0 t	(引渡額) 501.4 t	(独自処理額) 183.7 t	(引渡額) 498.7 t	(独自処理額) 181.6 t	(引渡額) 495.4 t	(独自処理額) 179.3 t
ペットボトル	(合計) 571.7 t		(合計) 568.3 t		(合計) 564.7 t		(合計) 561.2 t		(合計) 557.1 t	
	(引渡額) 542.0 t	(独自処理額) 29.7 t	(引渡額) 538.9 t	(独自処理額) 29.4 t	(引渡額) 535.7 t	(独自処理額) 29.0 t	(引渡額) 532.5 t	(独自処理額) 28.7 t	(引渡額) 528.8 t	(独自処理額) 28.3 t
その他のプラスチック製容器包装	(合計) 2,340.1 t		(合計) 2,326.6 t		(合計) 2,313.2 t		(合計) 2,299.6 t		(合計) 2,284.0 t	
	(引渡額) 2,340.1 t	(独自処理額) 0.0 t	(引渡額) 2,326.6 t	(独自処理額) 0.0 t	(引渡額) 2,313.2 t	(独自処理額) 0.0 t	(引渡額) 2,299.6 t	(独自処理額) 0.0 t	(引渡額) 2,284.0 t	(独自処理額) 0.0 t
うち 白色トレイ	(合計) 0.0 t		(合計) 0.0 t		(合計) 0.0 t		(合計) 0.0 t		(合計) 0.0 t	
	(引渡額) 0.0 t	(独自処理額) 0.0 t	(引渡額) 0.0 t	(独自処理額) 0.0 t	(引渡額) 0.0 t	(独自処理額) 0.0 t	(引渡額) 0.0 t	(独自処理額) 0.0 t	(引渡額) 0.0 t	(独自処理額) 0.0 t

## 9 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法

特定分別基準適合物等の量の見込みの算定方法は、特定分別基準適合物等ごとの分別収集計画量と分別収集実績量との乖離を、極力少なくすることを勘案し、直近年度の特定分別基準適合物等の収集実績に人口変動率を乗じて算定する方法を用いたものとする。

$$[\text{特定分別基準適合物等の量の見込み}] = [\text{A}] \times [\text{B}]$$

ここで、

### [A]：直近年度の特定分別基準適合物等の収集実績

直近年度の特定分別基準適合物等の収集実績は、直近となる平成30年度の値を用いた。

### [B]：人口変動率

人口変動率は、過去の推移や今後予想される人口動態、構成市町村ごとの将来計画人口等を勘案し、富山地区広域圏全体としては、次のとおり設定した。

令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
487,606人 (対平成30年度比)	484,606人 (対平成30年度比)	481,605人 (対平成30年度比)	478,604人 (対平成30年度比)	475,603人 (対平成30年度比)
97.8%	97.2%	96.6%	96.0%	95.4%



## 10 分別収集を実施する者に関する基本的な事項

(法第8条第2項第5号)

分別収集は、現行の収集体制（市町村による定期回収並びに公共関与の拠点回収）を活用して行う。

なお、既に取り組んでいる自治振興会や住民団体等による集団回収、小売店による店頭回収については、引き続きこれらの団体等が実施する。

分別収集の実施者は、次のとおりとする。

容器包装廃棄物の種類		収集に係る分別の区分	実 施 者	
			収集・運搬段階	選別・保管等段階
金 属	スチール製容器	缶	市町村による定期収集 公共関与の拠点回収 集団回収	⇒当組合 ⇒当組合 ⇒民間業者
	アルミ製容器		市町村による定期収集 公共関与の拠点回収 集団回収	⇒当組合 ⇒当組合 ⇒民間業者
ガ ラ ス	無色のガラス製容器	ガラスびん	市町村による定期収集 公共関与の拠点回収	⇒当組合 ⇒当組合
	茶色のガラス製容器		市町村による定期収集 公共関与の拠点回収	⇒当組合 ⇒当組合
	その他の色のガラス製容器		市町村による定期収集 公共関与の拠点回収	⇒当組合 ⇒当組合
紙 類	飲料用紙容器	飲料用紙パック	市町村による定期収集 公共関与の拠点回収 集団回収	⇒民間業者 ⇒民間業者 ⇒民間業者
	段ボール	段ボール	市町村による定期収集 公共関与の拠点回収 集団回収	⇒民間業者 ⇒民間業者 ⇒民間業者
	その他の紙製容器包装	その他紙製容器包装	市町村による定期収集 公共関与の拠点回収	⇒民間業者 ⇒民間業者
プ ラ ス チ ック	ペットボトル	ペットボトル	市町村による定期収集 公共関与の拠点回収	⇒民間業者 ⇒民間業者
	その他のプラスチック製容器包装	その他プラスチック製容器包装 (白色トレイを含む。)	市町村による定期収集 公共関与の拠点回収	⇒民間業者 ⇒民間業者

## 11 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項

(法第8条第2項第6号)

現在、缶やガラスびんは富山地区広域圏リサイクルセンターにおいて選別・圧縮・保管している。また、飲料用紙容器や段ボールは民間業者への引き渡し、その他の紙製容器包装やペットボトル、その他のプラ製容器包装は民間施設への委託処理としている。

これらの現行の体制は、今後当面の間においても引き継ぐこととしている。

分別収集の用に供する施設概要は、次のとおりとする。

処理の段階	区 分	仕様（形状、形式、能力、数量等）
排 出	集 積 場 所	共通集積場利用
		専用集積場利用
収集・運搬	収 集 車 両	共通車両利用
		専用車両利用
選別・保管	リサイクルセンター	110.6 t / 5 h（富山地区広域圏リサイクルセンター内）
	ストックヤード	5区画（富山地区広域圏リサイクルセンター内）

分別収集する 容器包装廃棄物の種類		収集に係る 分別の区分	収集容器	収集車	中間処理
金 属	スチール製容器	缶	組立て式網 コンテナ	パッカー車	富山地区広域 圏リサイクル センター (選別・圧縮・ 保管施設)
	アルミ製容器				
ガ ラ ス	無 色 の ガ ラ ス 製 容 器	ガラスびん	コ ン テ ナ か ご 回 収	専用回収車	
	茶 色 の ガ ラ ス 製 容 器				
	そ の 他 の 色 の ガ ラ ス 製 容 器				
紙 類	飲 料 用 紙 容 器	飲料用紙パック	紐 か け	平ボデー車	
	段 ボ ー ル	段ボール			
	そ の 他 の 紙 製 容 器 包 装	その他紙製容器包装			民間施設
プ ラ ス チ ック	ペ ッ ト ボ ト ル	ペットボトル	回 収 容 器 回 集 袋	パッカー車	
	そ の 他 の プ ラ ス チ ッ ク 製 容 器 包 装	その他プラスチック製 容 器 包 装 (白色トレイを含む。)	指 定 袋	パッカー車	

## 12 その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項

分別収集計画が実行あるものとするため、次の取組を進める。

- (1) 住民や事業者の意見、要望を反映させ、容器包装廃棄物の分別収集を円滑かつ効率的に進めていくため、住民や事業者、行政からの委員で構成された環境審議会や廃棄物減量等推進審議会を市町村に設置し、推進体制を整備する。
- (2) 自主的な地域3R活動や、分別排出基準に基づく容器包装廃棄物の適正排出を推進していくため、廃棄物減量等推進員制度を導入する。
- (3) 自治振興会や住民団体等の集団回収活動に対して積極的に支援する。
- (4) 事業者が行う容器包装廃棄物の自主的な回収と資源化を促進するため、連携・協力して啓発を行う。
- (5) 容器包装廃棄物（資源物）の種類と出し方について、住民に分かりやすく周知し、分別収集を促進する。
- (6) 分別収集・選別保管のコスト削減のため、毎年度、容器包装の分別収集・選別保管に係る費用の把握に努め、費用削減に向けた分析、検討を行い、必要な措置を講じる。
- (7) 毎年度、分別収集計画記載事項の実績を確認、記録し、3年後の計画改定時には、その記録を基に事後評価を行うこととする。